京都市告示第２９２号（平成１７年８月１０日）
（最終改正　令和８年３月２５日　京都市告示第７３９号）

建築基準法施行規則第１１条の３第３項の規定により、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例第２条第２項に定められている袋路２項道路、特定防災細街路、３項道路及び歴史的細街路並びに第８条第１項に定められている避難経路に関するものに限る。）（以下「概要書等」という。）の閲覧について次のように定めます。

１　概要書等の閲覧場所は、都市計画局建築指導部内とする。
２　概要書等を閲覧できる日は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日以外の日とする。
３　概要書等の閲覧時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。
４　市長は、前３項の規定にかかわらず、概要書等を整理する必要があると認めるとき又はその他必要があると認めるときは、閲覧場所、閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することがある。
５　概要書等（指定道路図及び指定道路調書を除く。）を閲覧しようとする者は、別に定める閲覧申込票に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。
６　概要書等は、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。
７　前各項の規定によるほか、概要書等の閲覧はインターネットの利用により行うことができる。
８　インターネットの利用による閲覧が可能な概要書等の範囲及び閲覧に必要な事項は、別に定める。
９　概要書等の閲覧を申し出た者が、次の各号のいずれかに該当するときは、概要書等の閲覧を禁止し、又は制限することがある。
⑴　概要書等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められるとき。
⑵　他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがあると認められるとき。

⑶　職員の指示に従わないとき。

⑷　著しく大量に閲覧をするとき。

⑸　営利目的による閲覧であることが明らかなとき。

⑹　写真機その他の機器により概要書等を撮影し、若しくは複写したとき又はそのおそれがあると認められるとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか、建築指導課長、建築審査課長又は建築安全推進課長が不適当と認めるとき。

（都市計画局建築指導部建築指導課、建築審査課、建築安全推進課）